

令和元年度三木町農業委員会
6月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

令和元年度三木町農業委員会
6月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和元年6月20日
(会議時間) 13:30～14:15
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数 13名

1番	渡辺 正春	11番	井戸 俊博(欠席)
2番	佐竹 一夫(欠席)	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸(欠席)	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之(欠席)	14番	谷井 正隆
5番	川田 正憲	15番	鎌倉 博之
6番	溝渕 廣明	16番	小松 洋子
7番	松田 隆雄	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一(会長職務代理)(欠席)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文(会長)
10番	多田 孝夫(欠席)		

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦主幹兼課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 松本裕司係長
5. 谷洋司主任主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) その他

事務局

それでは、6月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等11件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会議審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中13名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。欠席は、佐竹委員、藤本委員、香西委員、多田委員、井戸委員、高尾委員です。定例会議事録署名委員につきましては、藤澤委員と中川委員をお願いいたします。それでは協会長よろしく申し上げます。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が5件と報告案件が2件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：平木字上所 1筆 175㎡

地目：田1筆

譲渡理由：相手方の要望

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号2 申請地：池戸字四角寺 5筆 2,532㎡

地目：田5筆

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転競売

番号3 申請地：田中字中免 2筆 756㎡

地目：田2筆

譲渡理由：相手方の要望

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号4 申請地：井戸字山田 3筆 4,464㎡

地目：田3筆

譲渡理由：農業廃止

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号1について説明します。

番号1については、譲受人の経営規模拡大です。下限面積等は問題ありません。

番号2について説明します。

番号2については、競売による取得になります。

番号3について説明します。

番号3については、譲受人の経営規模拡大です。下限面積等は問題ありません。

番号4について説明します。

番号4については、譲受人の経営規模拡大です。下限面積等は問題ありません。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

9番委員

譲受人は譲渡人との小作権を合意解約した後、購入するもので特に問題はないものと思います。

事務局

競売によるもので、4月に競売買受適格証明を行い、競売により落札されこのたび3条申請を行うものです。

7番委員

譲受人が先月競売で購入した続きで、前回は県道の北側でしたが、今回は南側を購入して欲しいということで申請があがってきております。3条申請なので、3年3作をしてください、という事は伝えてあります。

事務局

譲渡人が農業を廃止されるということで、近隣で営農を行っております譲受人が経営規模拡大を目的に、申請地を取得し経営を行うものです。特に問題はないと思います。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：平木字上所 2筆 402.32㎡
地目：田2筆
現況：田2筆
目的：宅地拡張用地
道路拡張用地
併用地：宅地 799㎡
造成時期：昭和46年頃から

番号2 申請地：池戸字鍋淵 1筆 535㎡
地目：畑1筆
現況：畑1筆
目的：既存住宅平屋建 1棟 34.84㎡
併用地：宅地 25.53㎡
一時転用令和元年9月30日まで
535㎡のうち88.93㎡

番号3 申請地：池戸字中城 1筆 477㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：住宅2階建 1棟 83.07㎡
車庫 1棟 30㎡

番号4 申請地：池戸字中城 4筆 4,286㎡
地目：田4筆
現況：田4筆
目的：太陽光発電設備

番号5 申請地：井戸字中代 3筆 996㎡
地目：田3筆
現況：田3筆
目的：太陽光発電設備

番号1について説明します。

番号1は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、申請者の住宅の建て替えの間の仮住まいのため、令和元年9月30日まで一時転用をして利用するものです。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号5について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：上高岡字揺木 1筆 496㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：住宅平屋建 1棟 90㎡
車庫 1棟 26.56㎡
権利の種類：使用貸借権設定

番号2 申請地：下高岡字塚脇 1筆 701㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：分譲住宅2階建 4頭 197.08㎡
車庫 1棟 11.80㎡
権利の種類：所有権移転売買
併用地：宅地323.36㎡

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告をお願いします。

13番委員

それでは、現地調査の報告を行います。6月分の農地法関連の申請について去る、令和元年6月14日(金)の午前9時から4条申請5件、5条申請2件につきまして、協会長、谷井委員、中川委員(当番委員)、事務局2名の合計5名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請、番号1、5条申請、番号1です。4条申請番号1につきましては、既に造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。また、5条申請番号1につきましては、造成に伴い、申請地に接する道路側溝の管理が困難となる懸念がありましたが、管理に関する問題が発生しないような造成を行うよう、現地にて指導を行いました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

9番委員

4条申請番号1について、農地法の許可を得ず宅地及び道路に転用していたことが分かったため、今回転用申請をするもので、始末書も提出されており、特に問題はないものと思われま

事務局

担当委員欠席のため事務局より説明します。4条申請番号2について、4月に申請された申請者の住宅建て替えにあたりまして、既存住宅の一部を仮住まいとするための申請です。既存住宅の一部が農地となっているため、本申請に至ったものです。なお、一時転用のため、新築完成後は解体し、農地に復旧するという事です。既に造成されているため、周辺農地への影響はないものと考えられます。

12番委員

4条申請番号3について、住宅用地ということで、転用申請で県道小蓑前田東線の隣接ということで、特に問題はないと思います。

4条申請番号4について、太陽光発電設備ということで、面積が4反余りですがこれにつきましても、北側は町道に隣接していることと、2,000㎡を超えているので隣接同意が必要で、隣

接同意はすべて得られているということですので、よろしく申し上げます。

1 番委員

4 条申請番号 5 について、私が 13 年程耕作させてもらっていたんですが、おじいさん、おばあさんが高齢になり、亡くなり子どもの代になり、田んぼをするのも大変だから何かに利用したいという意見があり、これが太陽光発電であったわけです。

8 番委員

5 条申請番号 1 について、譲渡人のお子さんの家を建てるもので、現地調査の時に水路に支障が出そうな感じだったんですが、その後調整をされているようです。

事務局

5 条申請番号 2 について、譲受人は町内分譲地の販売が 80 パーセント程になっており、新たな分譲地の計画をしていたところでした。譲渡人の宅地も含め休耕状態となっていた農地を活用して、小学校にも近く販売見込みのあるこの申請地を選定したものです。周辺農地への影響も軽微なものと考えられますので、問題ないものと思われま

会長

ありがとうございました。何か、質問等ある委員の方がいれば挙手等お願いいたします。

私の方から、5 条申請番号 1 について、現地調査時に南側の農地について話がありましたが、それについての対応はどうされるのですか。

事務局

南側の農地を所有されている方から、境界ぎりぎりまで造成されると農機具が通れないという話を伺っています。その農機具が通る部分につきましては開発エリアから少し引いた形で造成を行うと確認しています。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

無いようでございますので採決に移りたいと思います。議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が10件、再設定が4件で合計14件になります。

総設定面積は26,166㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は7件で、総設定面積14,453㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第4号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号農地中間管理事業の推進に関

する法律の規定による農地利用配分計画について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について

番号1 申請地：平木 175㎡
地目：田
解約日：令和元年5月17日
解約理由：売買のため

番号2 申請地：上高岡 318㎡
地目：田
解約日：令和元年5月23日
解約理由：転用のため

番号1について、売買のため残存小作を解約します。

番号2について、転用のため解約します。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、報告第2号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：池戸 4,286㎡
地目：田
解約日：令和元年5月24日
返還理由：転用のため

番号2 申請地：氷上 4, 554 m²
地 目：田
解約日：平成31年4月30日
返還理由：借り手の変更

番号3 申請地：氷上 763 m²
地 目：田
解約日：平成31年4月30日
返還理由：借り手の変更

番号1について、4条申請番号4になります。転用のため解約するものです。

番号2について、借り手の変更となりますが、香川県農地機構を通した貸し借りにするため、解約するものです。

番号3について、借り手の変更となりますが、香川県農地機構を通した貸し借りにするため、解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了いたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

令和元年6月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____